

# かんだエコだより

問い合わせ▶ 環境保全課 ☎ 093・434・1834

菟田町 ごみの出し方

検索



菟田町では、ごみを減らし、資源が循環するまちづくりに取り組んでいます。そこで、今号から1年間、毎月25日号でごみの正しい出し方を紹介します。ご承知の方も多いと思いますが、あらためて確認していただき、きれいで住みやすいまちにしましょう。今回は、ごみの基本的な出し方を紹介します。

## ●分別しましょう

ごみは品目ごとに、分別して出すようになっています。ごみの資源化・リサイクルのために「燃やせるごみ」「カン」「ビン」「ペットボトル」「大型の燃やせないごみ（金属類）」「大型の燃やせるごみ」「家電ごみ（電化製品）」「その他の燃やせないごみ」に分別して出してください。

⇒分別が守られていないごみは収集しません。違反ごみシールが張られますので、きちんと分別し、あらためて出してください。

## ●曜日ごとに出しましょう

分別したごみは、町内の各区域によって出す曜日が決められています。

⇒曜日や出す日が違うごみは収集しません。違反ごみシールが貼られますので、きちんと分別し、あらためて出してください。

## ●時間を守りましょう

ごみは朝7時30分（一部地域は7時）までにしてください。

⇒ごみの収集時間は変わる可能性がありますので、必ず朝7時30分までにしてください。

## ●指定のごみ袋を使いましょう

ごみ袋は町から配布されたものか、透明・半透明の中身が見えるビニール袋を使ってください。⇒中身が見えない色付きのごみ袋や、他の自治体のごみ袋は収集しません。

## ●決められた場所に出しましょう

車などで他の地域に運んで、ごみを出すことは絶対にしないでください。

⇒決められた場所以外へのごみ出しは不法行為です。（5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金）

## ●ごみ出し場を管理しましょう

ごみを出す場所の管理（掃除・カラス対策等）は、住民のみなさんで協力して行ってください。

⇒カラス等にごみを荒らされると、道路が汚れ景観が損なわれたり、ごみの収集に支障が出ます。



分別の仕方がわからない時は、インターネットや携帯電話で「菟田町 ごみの出し方」で検索すると、品目ごとの分別区分が分かります。インターネットなどで検索できない方は、役場環境保全課にお問い合わせください。ごみ出しのルールを守って、住みやすい町にしましょう！

